

第 5 回農業委員会議事録

- 日 時 平成 29 年 5 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
- 会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室
- 出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・山本洋子
・前平正美・坂元芳郎・中村道也・吉川正克
・谷上政広・押田明・日高憲治
事務局 ・橋口・阪元
- 議 題 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 22 号 農用地利用集積計画承認の件 (利用権設定・所有権移
転関係)
- 議 題 議案第 23 号 農地法の適用を受けない土地の承認の件
- その他

事務局	ただ今から、第5回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を坂元委員と日高委員へお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番</p> <p>（譲渡人）○○○</p> <p>（譲受人）△△△</p> <p>（申請地）綾町大字北俣字鶴田・・・ 田 865 m²</p> <p>（申請理由）賃借</p> <p>（対価）□□□円</p> <p>（期間）H29.6.1～H30.3.31</p>
会長	これは図面ではわかりにくいのですが。
事務局	先日、○○○さんが奥さんから贈与を受けた土地です。
課長	これは竹野の田です。川沿いの。今、補助整備されて、きちんとした区画になっております。大変恐縮ですが、目安として、この斜線の土地になるかと思ひます。
事務局	△△△さんは尾立の方です。新規就農で、青年就農給付金を貰っています。
徳弘	何才くらいですか。
事務局	35くらいですかね。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>

	<p>全員賛成で許可することに決定いたします。 では、次の案件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字割付・・・ 畑 2,256 m² " 大窪・・・ 畑 261 m² " "・・・ 畑 3.3 m² " "・・・ 畑 1,704 m² " "・・・ 畑 1,181 m² 5,405.3 m² (申請理由) 後継者への経営移譲 (期間) H29.6.1～H39.5.31</p>
会長	10 年間というのは、何か訳があるのですか。
事務局	いえ。特にないですけど。
会長	10 年の経営移譲って。
吉川	期限をきってあるの？
事務局	いや。一応はきってありますが、自動更新にはなるかなと。
吉川	後継者でしょう？
会長	息子さんは□□□に行っているのでしょうか？
日高	これは、みかん畑ですがね
坂元	期間限定で経営移譲って出来るの？
事務局	普通は、農業者年金とかは、10 年以上の使用貸借を結ぶ、と、あるのですよ。名義を変える方法もあるのですが、使用貸借は 10 年以上とあるので。また、この場合は、ちょっと事情が違うのですが。

坂元	農産物の名義は。
事務局	そういう事になります。
坂元	経営移譲だから。
事務局	そうですね。
坂元	農業者年金絡みになるの？
事務局	年金は貰ってらっしゃるかな。 これ、年金だったら全部計上しないとイケないのです。
会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 では、次の案件の説明をお願いします。
事務局	3 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字鳥巢・・・ 田 986 ㎡ " 川原田・・・ 田 621 ㎡ 1,607 ㎡ (申請理由) 兄弟への贈与
坂元	これは、斡旋はなかったよね。
事務局	斡旋はありません。
坂元	いや。前に出したよ。
事務局	ここですか？

坂元	多分。前の方が土地を買ってくれないだろうか。確認をしてもらえばいいから。川原田 1661-2 よ。
事務局	はい。ここが幹旋で出ているかという事ですね。
坂元	自分が、■■■さんの所に行っているから、出ているはず。横は■■■さんでしょ？確認してもらえばいいから。
会長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。 では、次の案件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4 番</p> <p>(譲受人) ○○○</p> <p>(譲渡人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字入野字中川原 . . . 田 588 m²</p> <p style="padding-left: 180px;">// . . . 田 1,554 m²</p> <p style="padding-left: 180px;">// . . . 田 551 m²</p> <p style="padding-left: 180px;">// . . . 田 445 m² 3,138 m²</p> <p>(申請理由) 新規就農</p> <p>(対価) □□□万円</p> <p>ここは幹旋に出ていた土地です。先程の続きではありますが、3反ということで、5反に満たないので、△△△さんから譲受をして、4反5セで、5反に併せました。</p>
会長	○○○さんはどんな方ですか。
事務局	○○○さんは、会社務めで、高齢で、営農縮小をしたいという事で、平成 27 年に、この土地を幹旋に出しています。
前平	3 反で□□□万なの？

事務局	<p>はい。そうです。反当□□□万です。</p> <p>最初の斡旋時は、高かったのですが、1回下げて、更に今回下げました。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次の案件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5 番</p> <p>(譲受人) ○○○</p> <p>(譲渡人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字上原 . . . 畑 471 m²</p> <p>〃 . . . 畑 617 m²</p> <p>〃 . . . 畑 821 m²</p> <p>〃 . . . 畑 1,125 m² 3,034 m²</p> <p>(申請理由) 賃借</p> <p>(対価) 10a/□□□円</p> <p>(期間) H29. 6. 1~H32. 12. 31</p> <p>○○○さんは佐土原の出身で、一昨年くらいに綾に来られて、有機での露地栽培をされています。年は 38 才です。すでに、農業委員会でも何度か売買であがっていますが、今は 2 丁ほど、農地をもっています。</p>
会長	<p>○○○さんは何を作っていますか？</p>
事務局	<p>色々ですね。オクラ・ゴーヤ・カボチャ等。</p>
徳弘	<p>結婚しているの？</p>
事務局	<p>いえ。独身です。</p>

坂元	以前は△△△さんが作っていたの？
吉川	作っていたけど、おじさんが倒れたから。 もうパイプがたって、ゴーヤが植えてありますもん。
坂元	もう植えてあるの？
事務局	植えています。
会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 では、次の案件の説明をお願いします。 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件を議題と します。事務局の説明をお願いします。
事務局	1 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字桑下・・・ 田 130 m ² (申請理由) 一般個人住宅用地 今現在、家族4人で□□□に住んでいて、手狭になったという事で、 今回、一戸建ての家を、建てたいということで、申請をされてお ります。で、この△△△さんの家も一緒に買われて、家を一度壊して、 新しく立て直すという事です。
山本	△△△さん所は、広いですもんね。
事務局	225 m ² です。今度、申請が上がっているのが130 m ² です。

徳弘	現状は田？
事務局	いえ。埋め立てています。田ではないです。住宅に囲まれているので、作付けは出来ないようです。
会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 では、次の案件の説明をお願いします。
事務局	2 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字塚原・・・ 田 996 m ² 〃 ・・・ 田 882 m ² 1,878 m ² (申請理由) 集合住宅・駐車場・通路用地 場所は中学校の裏側になります。北側になります。集合住宅は2階建ての住宅です。
会長	何戸ですか？
事務局	18 戸分です。
徳弘	この辺の農地は白地？
事務局	はい。
徳弘	2 階建てなら景観条例は関係ないでしょう。
課長	最終的には、建設課の景観条例になってくるから、そこは申請をしないといけなくなるので、例えば、外壁の色とかで縛られますので、そういった部分で建設課の指導になると思います。 どういった2階建てかイメージが、わからないのだけど。

押田	1 軒が 1 階と上が一緒のメゾネットになります。
課長	3 棟の 18 戸。長屋みたいに造りますので。1 棟に 6 戸入る予定です。
徳弘	対価は？
事務局	対価は 1,400 万です。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次に、経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積計画の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字鳥巢・・・ 田 941 m² (申請理由) 再設定 (対価) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 6. 1～H35. 5. 31</p> <p>2 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字鳥巢・・・ 田 923 m² (申請理由) 再設定 (対価) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 6. 1～H35. 5. 31 この 2 筆を■■■さんが借りられます。</p> <p>4 番</p>

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字中川原・・・ 田 1,797 m²

〃 松原・・・ 田 1,687 m² 3,484 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29.6.1～H34.5.31

この2筆を■■■さんが借りられます。

6 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字中水流・・・ 田 919 m²

〃 ・・・ 田 683 m²

〃 ・・・ 田 350 m²

〃 ・・・ 田 404 m²

〃 松原・・・ 田 3,579 m²

〃 ・・・ 田 483 m² 6,418 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29.6.1～H34.5.31

この土地を(中川原 75～79-2)を■■■と(松原 206・208)を▲▲▲さんが借りられます。

9 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字東田・・・ 田 3,007 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29.6.1～H34.5.31

10 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字東田・・・ 田 1,532 m²

〃 . . . 田 2,496 m² 4,028 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29.6.1~H34.5.31

この3筆を■■■さんが借り受けします。

12 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字星原 . . . 畑 1,010 m²

〃 . . . 畑 832 m²

〃 . . . 畑 868 m²

〃 . . . 畑 794 m²

〃 . . . 畑 231 m²

〃 . . . 畑 569 m² 4,304 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29.7.1~H39.6.30

この土地を■■■に貸付致します。

13 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字久木野々 . . . 畑 586 m²

〃 . . . 畑 365 m²

〃 . . . 畑 714 m²

〃 . . . 畑 630 m²

〃 . . . 畑 521 m²

〃 . . . 畑 583 m²

〃 . . . 畑 223 m²

〃 . . . 畑 375 m²

〃 . . . 畑 1,264 m²

〃 . . . 畑 579 m²

〃 . . . 畑 534 m²

〃 . . . 畑 3,024 m²

〃 . . . 畑 1,036 m² 10,434 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29. 7. 1~H39. 6. 30

この土地を■■■さんが借り受け致します。

14 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字久木野々・・・ 畑 478 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29. 7. 1~H39. 6. 30

ここも、■■■さんが借り受け致します。

15 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字久木野々・・・ 田 2,370 m²

〃 ・・・ 畑 4,318 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29. 7. 1~H39. 6. 30

この土地を、新規就農者の■■■さんが借り受け致します。

オペラ歌手をされる方で、露地野菜をします。△△△さんの指導を受けながら、農業をされるそうです。

16 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字北俣字中水流・・・ 田 1,114 m²

〃 入野字川原下・・・ 田 826 m² 1,940 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29. 7. 1~H39. 6. 30

ここは、■■■さんが借り受け致します。

17 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字久木野々・・・ 田 1,583 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29. 7. 1～H39. 6. 30

ここは、■■■さんが借り受けを致します。

18 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字北俣字中川原・・・ 田 992 m²

〃 ・・・ 田 989 m²

〃 ・・・ 田 346 m²

〃 ・・・ 田 349 m²

〃 ・・・ 田 154 m² 2,830 m²

(申請理由) 新規

(対価) 10 a 当たり □□千円

(期間) H29. 7. 1～H39. 6. 30

こちらも、■■■さんが借り受けを致します。

課長

図面の 13P を開いて貰いますと、久木野々の図面が出てくるのですが、これは 28 年度事業であります、オリジナリティー溢れる新規就農者支援事業という事で、面積・集積をした所です。この点に関しましては、出入作が多くて、国富の方達が綾の方に入作で入ってくる方が多くて、希望としては全筆を押さえて、やりたかったのですが、今、同意を頂いたのが、この方達だけになります。新規就農者につきましては、○○○さんと△△△さんで、△△△さんは□□□にいらっしゃった方で、この方が、新規就農としてやろうとしています、現状としましては、■■■さんに貸付となっていますが、今後、就農に関しては、移行していく予定です。

会長

以上のようなのですが、何か意見はありますか。
無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

	<p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次の案件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案番号 19 番なのですが、この案件は取り下げをさせて下さい。 ○○○さんが離農をされるという事で、農地の斡旋を出されていて、 △△△さんが買われるという事で、話が進んでおりましたけれども、 補助を使ったハウスという事で、補助金返還が出てきました。今、 売買すると。対応年数が今年の 12 月までですので、それまで待つて、 売買した方がいいだろうと。国の補助を受けているので、指摘があ ったら補助の返還が出てくるので。慎重に、売買の話を進めていき たいと思いますので。とりあえず、△△△さんには、このハウスを 使っていただくようにして、また改めて、12 月か 1 月に議案を提出 させていただきたいと思いますので、ご理解の程、よろしくお願 います。</p>
日高	<p>耕作は出来るのだね。</p>
課長	<p>耕作は出来ます。 ただ、売買になってくると、対応年数に基づいて、それ以前に売買 してしまうと、その分は返還になるので、そういったマイナス面は 省きたいので、そういう理由で、取り下げをお願いします。</p>
会長	<p>では次に、農地法の適用を受けない土地の証明についての説明をお 願います。</p>
事務局	<p>1 番 (申請者) ○○○ (申請地) 綾町大字南俣字二反野・・・ 畑 1,718 m² 〃・・・・ 畑 1,231 m² 2,949 m² (申請理由) 耕作放棄 図面で 18P になりますけど、皆さんで見ていただいて、この間、非 農地通知を出したのですが、この内の、1 筆だけでして、○○○</p>

	<p>さんから、もう1筆、隣も荒れているので、こちらも非農地にしてくれないだろうかという事で、申請が2筆とも上がってきた所です。</p>
<p>会長</p>	<p>現地はどこになるのですか？</p>
<p>徳弘</p>	<p>ここはちょうど、二反野を登りきった三叉路の所です。道が拡張になっていて、△△△さんというお宅があって二反野の公民館の、この間が県道で拡張になっております。工事がもう始まっている、座段土がここに埋め立てて貰っている状態です。もともとは、畑ではあったのですが、□□□の建設場で使われていました。</p>
<p>会長</p>	<p>以上のようなので、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番</p> <p>(申請者) ○○○</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字倉輪・・・ 田 1,016㎡</p> <p> // ・・・ 田 1,127㎡</p> <p> // ・・・ 田 363㎡</p> <p> // ・・・ 田 283㎡ 2,789㎡</p> <p>(申請理由) 耕作放棄</p>
<p>徳弘</p>	<p>もう何十年も作っていません。</p> <p>今も、水が湧いてきていて、回りにも影響があります。</p>
<p>課長</p>	<p>田の上に池があります。</p>
<p>日高</p>	<p>作ったからね。池を。</p>
<p>会 長</p>	<p>常に水が湧いている。</p>

坂元	レンコンとかは駄目？
日高	作る者がいればね。
課長	いや。それこそ、〇〇〇さんがレンコンを作りたいと話があつて。
日高	それは、作らせればいいわ。
課長	でも、今は荒れているからね。
坂元	荒れていても、事業があるでしょう。新しいものを植えるのだから。
吉川	ただ、土壌が合うかですね。レンコンに。
坂元	研修に行ったくらいだから知っているよね。非農地を出しても出来るよね。
課長	問題はないです。現状として、非農地なのだから。
坂元	借り手くれれば、〇〇〇さんも助かるし。
会長	事業があれば、整地して、貸せばいいよね。 以上のようなので、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。
事務局	3番 (申請者) 〇〇〇 (申請地) 綾町大字入野字八重ヶ迫・・・ 田 1,232 m ² (申請理由) 耕作放棄 高岡と綾の境になりますが、現況は山になっています。トンネル前です。

会長	牛がいるよね。
事務局	向側に。
坂元	この〇〇〇さんって。□□□の？
会長	じゃないか。内山の方だし。 非農地になっているのですか？
事務局	現況は、農地ではなく、山林になります。 〇〇〇さんの近所の方が非農地証明を貰ったらしく、うちも非農地があるという事で、取りにこられたのです。写真も持って来られて、藪になっていまして。
会長	以上のようなですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 以上をもって議案審議は終わらせていただきます。
事務局	次回の農業委員会は、6月26日(月)13時30分からお願いします。

--	--

この議事録は、平成 29 年 5 月 25 日開催の第 5 回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 岡 元 輝 信

議事録署名委員 坂元 芳郎

議事録署名委員 日高 憲治